厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　福岡県建設業厚生年金基金

２．事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号

３．設立事業所の名称及び所在地　飯田建設株式会社　福岡県福岡市、九州建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社井口工務店　福岡県福岡市、花田建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社馬場組　福岡県福岡市、株式会社井上組　福岡県福岡市、株式会社吉海工務店　福岡県福岡市、株式会社未来図建設　福岡県福岡市、株式会社松本組　福岡県福岡市、株式会社阿部工務店　福岡県福岡市、岩崎建設株式会社　福岡県福岡市、日建建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社吉川工務店　福岡県福岡市、上村建設株式会社　福岡県福岡市、黒川建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社黒木工務店　福岡県福岡市、八千代建設株式会社　福岡県福岡市、興和道路株式会社　福岡県福岡市、三軌建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社守谷組　福岡県福岡市、株式会社善工務店　福岡県福岡市、株式会社古賀組　福岡県福岡市、一般社団法人福岡県建設業協会　福岡県福岡市、福岡県建設業厚生年金基金　福岡県福岡市、株式会社今林工務店　福岡県福岡市、株式会社末永工務店　福岡県福岡市、末田建設株式会社　福岡県福岡市、共栄建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社福島工務店　福岡県福岡市、株式会社飯田工務店　福岡県福岡市、株式会社百田工務店　福岡県福岡市、法城建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社旭工務店　福岡県福岡市、株式会社岩堀工務店　福岡県福岡市、匠建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社広田工務店　福岡県福岡市、株式会社森山工務店　福岡県福岡市、株式会社重岡工務店　福岡県福岡市、株式会社隆工務店　福岡県福岡市、株式会社松崎組　福岡県福岡市、建設業労働災害防止協会福岡県支部　福岡県福岡市、照栄建設株式会社　福岡県福岡市、日東道路株式会社　福岡県福岡市、只松建設株式会社　福岡県福岡市、有澤建設株式会社　福岡県福岡市、大高建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社内藤工務店　福岡県福岡市、株式会社へいせい　福岡県糸島市、株式会社サンコービルド　福岡県福岡市、占部建設株式会社　福岡県福岡市、香椎建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社オークス建設　福岡県福岡市、九州ＲＥＥＤコーポレーション株式会社　福岡県福岡市、立花建設工業株式会社　福岡県福岡市、ハッピーハウス株式会社　福岡県福岡市、宮川建設株式会社　福岡県福岡市、株式会社大高工務店　福岡県福岡市、建設業労働災害防止協会福岡分会　福岡県福岡市、松和建設株式会社　福岡県福岡市、松吉建設株式会社　福岡県糸島市、株式会社南組　福岡県小郡市、福岡道路株式会社　福岡県福岡市、松山建設株式会社　福岡県福岡市、大同建設株式会社　福岡県北九州市、髙藤建設株式会社　福岡県北九州市、株式会社福山組　福岡県北九州市、株式会社明和　福岡県北九州市、松山建設株式会社　福岡県豊前市、オオキタ建設株式会社　福岡県八女市、半田建設株式会社　福岡県久留米市、金子建設株式会社　福岡県久留米市、太陽建設工業株式会社　福岡県久留米市、大和建設株式会社　福岡県久留米市、株式会社小林建設　福岡県久留米市、株式会社古賀工務店　福岡県久留米市、木蓋建設株式会社　福岡県久留米市、株式会社宮原工務店　福岡県久留米市、株式会社篠原工務所　福岡県久留米市、大坪建設株式会社　福岡県八女市、株式会社かねぜん建設　福岡県大川市、株式会社大藪組　福岡県筑後市、つくし建設株式会社　福岡県筑後市、大石建設株式会社　福岡県久留米市、株式会社鳥越建設　福岡県久留米市、株式会社筑陵建設　福岡県久留米市、筑水建設株式会社　福岡県うきは市、山﨑建設株式会社　福岡県うきは市、福島建設株式会社　福岡県久留米市、大橋建設工業株式会社　福岡県久留米市、株式会社石橋組　福岡県八女市、株式会社岡建設　福岡県大川市、株式会社岩佐工務店　福岡県うきは市、黒田建設株式会社　福岡県久留米市、丸山建設工業株式会社　福岡県久留米市、株式会社毛利土建　福岡県久留米市、マインド建築株式会社　福岡県久留米市、株式会社昭和組　福岡県大川市、株式会社日新建設工業所　福岡県大牟田市、株式会社長吉組　福岡県大牟田市、株式会社瀬口組　福岡県大牟田市、有限会社兼行組　福岡県大牟田市、ベスト技建株式会社　福岡県大牟田市、株式会社荻島組　福岡県柳川市、株式会社地工建設　福岡県大牟田市、株式会社多田組　福岡県飯塚市、大和興業株式会社　福岡県飯塚市、古本建設株式会社　福岡県田川郡、田代建設株式会社　福岡県直方市、中川建設株式会社　福岡県田川郡

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

５．解散認可年月日　平成27年５月30日

平成27年６月22日

福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号

福岡県建設業厚生年金基金

理事長　山本慎一郎

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　山本慎一郎

２．住所　福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号

平成27年６月22日

福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号

福岡県建設業厚生年金基金

理事長　山本慎一郎

解散命令公告

愛媛県公告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年６月22日

愛媛県東予地方局長　渡瀬　賢治

別表

名称及び主たる事業所の所在地	命令の要旨
ひうちアパレル協同組合 愛媛県今治市郷桜井三丁目６番15号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができる。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に処分の取消の訴えを提起することができる。

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

警視庁麻布警察署長

司法警察員警視正　林　　敬久

平成26年詐欺被疑事件（第１号、第５号）　１．現金１万円。２．現金101万円